

現在までの取り組みに関する主な説明

なごり合併が議論 されるのが

地方分権の推進や広がる住民の日常生活圏、少子・高齢化の進行と人口の減少、多様化する住民ニーズ、財政の悪化など、地方自治体は行政の形態や手法の改革を求められています。これらに対応するための方策として、市町村合併についての議論が全国各地で活発に行われています。

新津市においても少子・高齢化は今後も見込まれ、買い物や通学・通院、生活圏は新潟市など周辺市町村と一体化しつつあります。また、新津市がこのままの形で推移した場合の財政シミュレーションでは、今後投資的な事業に向けられる財源は年間八億円程度で推移することが見込まれ、これは現在の七十%程度に減少することになります。

これらの現状を踏まえ、政令指定都市に向けた合併の方向を検討することとなりました。

合併のメリット とデメリット

合併によるメリット・デメリットには、まちづくりや行財政運営など大きな視点でのものと、市民生活に直接かかわるものがあり、これを総合的に判断する必要があります。

合併による行財政運営の効率化の一つとして、スケールメリットによる職員などの削減が期待できます。またまちづくりの面では合併特例債等財政支援措置の活用が挙げられます。この特例債は基本的には借金ですが、その約七十%は国から交付税として市へ還元されるものです。

日常的な行政サービスとしてこれまで検討してきた二百二十七項目の事務事業では、合併によって百の事業が向上し、百十四が現在と同程度、十二の事業が低下することとなります（残り一事業は未調整）。

任意協議併合を合意された事項

● 合併の方式と期日
合併の方式は新潟市への編入合併で、合併特例法の期限である平成十七年三月までの合併を目指すことが決まりました。

● 地方税の取り扱い
個人市町村民税の均等割は、平成十八年度から新潟市並みとなります。また法人市町村民税は基本的に現在と変わりませんが、新潟市では軽減措置が設けられていることから、この軽減措置の適用を受けることのできる事業所も一部出てきます。

新たに課税される事業所税は、床面積や従業者数などで一定の要件を超える場合が課税の対象となります。また都市計画税は、こ

れまで県内二十市のうち十六市で課税されてきたもので、合併後は市街化区域内にある土地や家屋に限り課税されます。

● 議員の任期・定数
合併に際しての議会議員の数は、定数特例という方法をとりまします。この方法では新潟市を除く市町村の議員は全員失職して、合併時に旧市町村の人口に応じた定数で選挙を行います。新津市からは六名の議員が選出され、現在の新潟市の議員の在任期間中、任期を務めることとなります。

また合併後は地域審議会が設置され、地域の声を市政に反映させることとなります。

市町村合併に関するアンケート

の記入はお済みでしょうか？

※十二月八日までに投函してください。

※各戸に配布した合併に関する資料「みんなで考えよう市町村合併」について訂正します。

11月中旬に配布した資料（薄緑色の冊子）9頁の合併デメリット欄「1まちづくりや行財政運営に関すること」（3）の対応の内容を、次のとおり訂正します（青色の数値が訂正した項目数です）。

・227項目の事務事業の調整では、除雪やコミュニティデイホーム事業など合併後も独自の施策として実施する10事業を含めて、67の事業について現在と同等のサービスを行うこととしています。

● 問い合わせ 企画調整課 合併調査室（☎24 - 2111 内線380～382）